

6八九小発第117号
令和7年2月10日

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第九小学校
校長名 宇都宮晃 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を基調として、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童の育成をめざす。
郷土を愛する多文化社会の一員としての自覚を高めるために、以下にめざす児童像を掲げる。
◎よく考え自ら学ぶ子（重点目標） ○思いやりがあり助け合う子 ○明るく健康な子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 自ら考え判断し、豊かに表現することのできる児童を育成するために、意欲的に学習に取り組み、確かな学力を身に付ける学習を充実させる。

① 学校・家庭・地域で共有する具体的な取組「第九小 九つの取組」を継続する。「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成をめざす。

② 教員研修を組織的・計画的に位置付け、「楽しくて力の付く・一人でも多くの子が参加できる授業」を共通目標とし、「主体的・対話的で深い学び」への授業改善と授業力向上を図る。

イ 人権尊重教育を推進し、互いに認め合い、高め合い、励まし合える学校づくりを行う。

「第九小 九つの取組」の中の「ありがとう、あいさつ」「いれて、いいよ」等、道徳的実践の日常化を図り、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神や規範意識を育む。

ウ 体力向上および心身の健康を増進させるための指導を充実させる。

① 健康で明るい生活を送る態度を育成するために、「食育」「体力向上」に関する指導を学校運営協議会や保護者・地域、学校医と連携し、教育活動全体を通して計画的に行う。

② 「体力向上」と共に、「生活習慣」に関する指導を行い、心身共に健康な子どもを育成する。

エ 一人ひとりの児童に寄り添い、組織的な不登校対策を推進・充実させる。

地域、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力し、家庭と連携を図りながら不登校児童の状況把握及び個別の支援を行う。校内別室指導を継続、充実させる。

オ 学校組織全体で「いじめをしない、させない、ゆるさない」意識の醸成を図る。

週1回の学校いじめ対策委員会において学校の方針を協議し、いじめ対応の時間にいじめの未然防止、早期発見、認知、対応策について全教職員の共通理解を図る。

カ 児童一人ひとりの障害の特性及び心身の発達の段階を考慮した特別支援教育の充実を図る。学校生活支援シートと連携型個別指導計画を家庭と共に作成し、児童や保護者のニーズに合わせた特別支援の指導体制を組織的に推進する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【第二中学校グループ（第九小学校）】

① 「よき社会人」の育成をめざし、児童・生徒の発達段階を踏まえた9年間を見通した系統的な指導を行う。

② 「よき社会人」とは、誠実さ、協調性、粘り強さをバランスよく兼ね備えた人間であると考え、第二中学校グループ（第二中、第九小）の「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」を『誠実で、協調性があり、粘り強く困難に立ち向かう児童・生徒』とする。

ク 地域運営学校として、大人が関わり、子どもを育む地域に根差した学校づくりを推進する。

① 学校・家庭・地域で協働した教育の充実を図り地域に開かれた学校経営をめざす。

② 企業の協力や教育資源を活用しキャリア教育を実践し、開かれた学校づくりを推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 各種学力調査及び「はちおうじっ子ミニマム」等の結果を分析し、課題を把握する。児童の実態に即して各教科におけるドリル型学習コンテンツの活用や算数補習教室を計画的に行い、基礎的・基本的な学力の定着を図る。さらに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、児童一人ひとりが「分かる」「おもしろい」と思えるような授業改善に努め、確かな学力を育てる。
- ② 地域と関わる学習を社会科や理科、生活科、総合的な学習の時間の年間指導計画に位置付け、学校や地域への愛着をもち、貢献しようとする郷土愛を醸成する。
- ③ 1人1台の学習用端末を日常的に活用して調べ学習を行う等、児童自らが主体的に学ぶ態度を育成する。
- ④ 全学年、発達段階に応じて、教科担任制を実施する。複数の教員が児童とかかわり、専門性を活かして授業を行うことによって、各教科の楽しさを見出し、児童の学力を高める。
- ⑤ 観察・実験活動や外部講師と連携した体験型授業を通じて理科教育の充実を図る。
- ⑥ プログラミング教育の単元等を確実に実施するとともに、情報通信技術支援員や外部講師と連携して実践的な活動を行い、児童のプログラミング的思考を育成する。
- ⑦ 外国語活動の授業を通して英語に慣れ親しむ活動、簡単な英会話の練習を通して、音声言語を中心とした英語でのコミュニケーション能力の素地を養う。
- ⑧ 外国語科の授業を通して、「聞く」「話す」「読む」「書く」力を伸長させ、コミュニケーション能力の基礎となる資質・能力を育成する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 他教科等との関連を図り、地域に関わるものづくり体験や探究的な活動等を行い、よりよい生活を創り出す、生きる力の基盤を培う。
- ② 日本遺産である高尾山や、八王子市及び地域の歴史について学ぶ教材等を工夫して郷土について理解を深める。地域を教材として地域の方々から学ぶ学習を行う。

ウ 特別活動

- ① 学校行事、学級活動やクラブ活動、委員会活動等の充実を図り集団への帰属意識を高める。縦割り班活動では、月に1回の「たてわり集会」を実施し、児童の発想を大切にした自発的、自動的な活動を保障し支援する。
- ② 第5学年の八ヶ岳移動教室、第6学年の日光移動教室における宿泊を伴う集団生活や自然体験を通して、思いやりや責任感、自然や文化を大切にする態度を育成する。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 学習指導要領の趣旨を踏まえ、「生命の尊さ」「善悪の判断、自律、自由と責任」「親切、思いやり」を重点的な指導事項として、道徳教育全体計画及び道徳教育全体計画別葉に基づき、組織的・計画的に道徳教育を推進する。
- ② 道徳授業地区公開講座を通し、家庭や地域にも道徳教育の重要性を共有しながら連携を深める。特に情報モラルについての家庭との連携を重視する。
- ③ 地域との交流や自然体験、情報モラル等について他教科等との連携を図り、意図的・計画的に取り入れていく。実生活と照らし合わせ、自己を振り返り、よりよい生き方について主体的に考え、議論することを通して、道徳的心情・判断力を培い、道徳性を身に付けさせる。
- ④ 道徳科の授業では、テーマを絞った話合いの場を意図的に設定し「考え、議論する道徳」を実践することにより、道徳的判断力と実践意欲及び態度を養う。発言や振り返りを記録し、児童の道徳的成长を見取り評価し、認め、励ましていく。

(3) キャリア教育

- ① 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を用いて児童が自分の変容や成長を捉えられるようにし、将来の夢や希望をもって自己の生き方を考えさせる教育を充実させる。
- ② 学校運営協議会の委員や保護者による職業に関する授業、地域と連携した授業を実施し、多様な職業や人の生き方に触れさせ、児童が将来の夢や職業選択を考える素地を育てる。

(4) 特別支援教育

- ① 八王子市第五次特別支援教育推進計画を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての児童が適切な指導や支援が得られるよう、学校生活支援シートと連携型個別指導計画を家庭と共に作成し児童や保護者のニーズに合わせ合理的配慮を行い、組織的な指導体制を整える。
- ② けやき教室、スクールカウンセラー、臨床発達心理士と連携し、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を定期開催することにより、特別な支援を必要とする児童の共通理解を図り、教職員全員で個の実態に即した一貫した指導を推進する。
- ③ 特別支援学校の児童との交流及び共同学習として、学期に1回授業に参加する直接的な体験及び月1回手紙のやり取り等の間接的な交流を充実させ、認め合い、尊重する経験を通して豊かな心を育む。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① さまざまな環境に合わせた避難訓練を実施することにより、「自分の命は自分で守る」意識をもたせ、主体的に行動する力を身に付けさせる。
- ② 実態や状況に応じて目標や生活のきまりを改善するとともに、生活指導だより「そよかぜ」を月に1回発行し、教員と児童、児童同士の信頼関係を築いていく。特にSNSによるネットトラブルの未然防止や、メディアリテラシーに即した適正なインターネット利用の実現のため、家庭との連携を重視する。
- ③ 教材「生命（いのち）の安全教育」を基に、全学年で発達段階に応じて指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 週1回実施する学校いじめ対策委員会を中心に、いじめの未然防止に向けて全教職員で共有し組織的に対応する。いじめの早期発見、早期対応に向けて、いじめ対応の時間に情報共有及び対応策の検討、記録を確実に行う。
- ② 「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、年3回のふれあい月間アンケートやQ-Uを用いて、いじめの早期発見・早期解決を実現する。
- ③ SOSの出し方に関する授業を年度当初に、いじめ防止に関する授業を学期1回実施する。「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を7月に設定し、「生命の尊さ」の授業を実施する。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを中心として、個票システムを活用し不登校児童の実態を的確に把握し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した校内相談体制を整え、児童の社会的自立をめざす。
- ② 別室「けやきゅうの部屋」の活用を継続し、利用する児童に寄り添い活動を充実させ、自信をつけさせる。また、地域の協力を得て、家庭訪問や1人1台の学習用端末の活用など、不登校児童が学校との関わりをもち続けるよう組織的に対応していく。
- ③ 授業改善や特別活動の工夫など、魅力ある学校づくりに励み、不登校未然防止に努める。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 【第二中学校グループ（第九小）】

(取組1) 第6学年を対象として、部活動体験、中学校の教員による体験授業を行う。また、夏季休業日中の小学校の算数教室へ中学生がボランティアとして参加する。

(取組2) 第九小学校と年3回（学期に1回）の小・中合同研修会を実施する。「学力定着プロジェクトチーム」を中心にグループ内の児童・生徒における課題を探り、指導内容の検討を重ねる。

(取組3) 児童・生徒の情報についても合同研修会や合同校内委員会等を通じて、グループ内の配慮を要する児童・生徒の状況や生活習慣、規範意識等の課題を共通理解し、系統的に指導する。

(取組4) 青少年対策第二地区委員会主催のクリーン活動を年3回（学期に1回）地域、保護者、第九小学校と合同で行い、地域への感謝の気持ちや地域貢献に対する意識を高める。

イ 学力向上の取組

- ① 放課後に低学年担任を高学年の補習に計画的に配置して指導する。朝の短い時間の学習は「はちおうじっ子ミニマム」を活用し課題に取り組み、基礎・基本の定着を図る。
- ② 資質・能力の3つの柱の育成の基礎となる語彙力の豊かな児童を育てるため、児童、保護者、地域、全教職員で選定した「第九小の100冊」を活用して、読書活動を推進する。

ウ その他

- ① 全校朝会で紹介したり、あゆみに記録したりし、児童の地域での活躍を奨励する。
- ② 第二中学校グループが一体となり、情報活用能力系統表に基づき、タイピング入力で円滑に文章を作成することができる力を身に付けさせる。
- ③ 「第九小学校2020レガシー」の一つとして、学校と地域が共同で地域防災訓練を行い、地域と連携した防災教育を推進する。
- ④ 保・幼・小連携については、なかの幼稚園や中野保育園との連携を深め、幼保の育ちをベースにスタートカリキュラムを実践し、円滑な学校生活を送れるようにする。